

## 島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員募集要項

平成30年8月8日  
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教育職員を以下のとおり募集します。

- 1 募集人数 市町村立学校の学校栄養職員 1名
- 2 勤務地等  
○益田市内  
任用期間：平成30年10月26日 ～ 平成31年3月31日の間で県が命じた期間
- 3 勤務内容 栄養教諭に準ずる職務を行います。（給食管理、食に関する指導等）
- 4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。  
○地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者  
○栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証所有者  
○現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと  
※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

- 5 出願手続  
(1) 出願期間  
随 時

- (2) 出願書類  
次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。  
なお、封筒の表に「学校栄養職員臨時的任用出願書類在中」と朱書きしてください。  
① 志願書（様式1）  
② 志願票（様式2）  
③ 所有免許証の写し

<出願書類提出先>

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

- ※出願書類の様式は、本要項の11～12頁に掲載しています。
- ※必ず所有する免許（登録）証の種類を記入してください。

- 6 勤務条件  
(1) 給 与  
学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます（20歳の短期大学新卒者にあつては約160,000円）。また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、単身赴任手当などが支給されます。  
(2) 勤務時間  
午前8時15分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）  
※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通です。

(3) 休 日

- 日曜及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- 12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

(4) 休 暇

- 有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます）
- その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

7 選考方法

- 書類選考の上、面接審査により行います。
- ※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

- 選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5422



臨時的任用学校栄養職員採用志願票

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">写 真 貼 付</p> <p>5 cm× 4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入)</p> <p>撮影年月日 平成 年 月</p> </div>
氏 名			年 月 日	歳	
希望職種					
現住所	〒 — Tel ( ) —				
連絡先	〒 — Tel ( ) —				
学 歴 ・ 職 歴					
自 至	・ ・				高等学校
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
自 至	・ ・				
免 許 ・ 資 格 ( 教 員 免 許 状 等 )					
種類	授与年月日	授与権者	有効期間満了日又は修了確認期限		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
健康状態			勤務希望地		

(注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。  
 2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。  
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする